



行政文書の開示の実施方法等申出書

東京国税不服審判所長 殿

フリガナ
氏名又は名称
〔 法人その他の団体にあっては、
名称、代表者氏名及び担当者氏名 〕
住所（居所） 〒
〔 法人その他の団体にあっては、
主たる事務所の所在地 〕
連絡先電話番号

令和7年10月9日付東管(総)第635号行政文書開示決定通知書に基づく開示の実施方法等を行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第14条第2項の規定及び同施行令第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 求める開示の実施の方法（ア又はイを○で囲んでください。イを○で囲んだ方は、下の表に実施の方法等を具体的に記載してください。）

- ア 既報（開示請求書に記載）のとおり
イ 下記のとおり

行政文書の名称	行政文書の種類・数量	実施の方法(該当するものを○で囲んでください)	
裁決書 東裁(諸)令6第53号	A4判文書 70枚 (70ページ)	閲覧 写しの交付 その他()	1 全部 2 一部 ()
		閲覧 写しの交付 その他()	1 全部 2 一部 ()
		閲覧 写しの交付 その他()	1 全部 2 一部 ()

2 開示の実施を希望する日（行政文書開示決定通知書にある日から選択してください。）

3 写しの送付の方法による開示の実施の希望（有・無）
(注)送付を希望される場合は、別途送付に要する費用(郵便切手等)が必要です。同封する郵便切手等の金額 円

※ 開示実施手数料が無料である場合において、開示請求書に記載された開示の実施の方法等に変更がない場合には、この申出書を提出する必要はありません。ただし、開示の実施方法等が「写しの送付」である場合は、行政文書開示決定通知書でお知らせした送付に要する費用（郵便切手等）を提出する必要があります。

開示実施 手数料の額	ここに収入印紙を貼ってください (消印はしないでください)	確認者
円		

開 示 実 施 手 数 料 の 一 覧 表

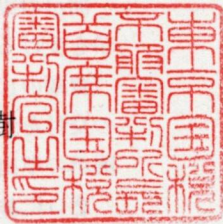
開示決定通知書	開示対象行政文書	開示請求手数料		開示実施手数料		
		枚数	頁数	①閲覧	②複写機により白黒で複写したものの交付	③複写機によりカラーで複写したものの交付
		70	70	無料	500 円	1,200 円
1 東管(総)第635号	東裁(諸)令6第53号				600 円	1 枚
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
すべて同じ実施方法を選択した場合		70	70	無料	500 円	1,200 円
		送付を希望する場合の郵送料 (すべて同じ実施方法を選択した場合)		510 円	510 円	140 円
						(CD-R枚数)
						(1枚の場合)

- ※ 「開示実施手数料の額」及び「郵送料」の計算に当たっては、この表をご参照ください。
- ※ 同時に複数の開示方法を希望される場合には、開示実施手数料及び郵送料が異なりますので、事前に情報公開窓口にご連絡してください。
- ※ ③複写機によりカラーで複写したものの交付を希望される場合には、情報公開窓口まで事前にお問い合わせください。

行政文書開示決定通知書

株式会社アセトラスト
代表取締役 田中 利樹 様

東京国税不服審判所長
保木本 正樹



令和7年9月26日に請求されました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

行政文書の名称	裁決書：東裁（諸）令6第53号
不開示とした部分とその理由	別紙1のとおり

この決定に不服のある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国税庁長官に対して、審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

○ 開示の実施の方法等（裏面の説明事項をお読みください）

1 開示の実施の方法等

開示請求において希望された開示の実施の方法等により、開示を実施することができます。

〈実施の方法〉写しの送付

なお、下表に記載した方法のうち開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法（窓口において開示の実施を希望される場合は、下記2に記載した日時のうち都合のよい日）を選択することもできます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施方法	開示実施手数料の額（算定基準）	開示の実施を受ける場合の基本額	開示実施手数料
	別紙2のとおり			

2 窓口において開示を実施（写しの交付又は閲覧）することができる日時、場所

日	時	場	所
令和7年10月23日（木）	9時～17時	東京国税不服審判所	情報公開窓口
令和7年10月30日（木）	9時～17時		

3 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

日数 「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定 送付料 510 円

※ 送付料については、郵便切手等をご使用ください。

なお、CD-Rに複写したものの送付を希望される方は、参考「開示実施手数料の一覧表」の送付料をご参照願います。

（注）窓口における開示の実施の際には、本通知書を持参ください。

また、当日都合がつかない場合は、事前に情報公開窓口へ通知願います。

裏面もご覧ください。

< 説明事項 >

1 「開示の実施の方法等」について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、「1 開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

窓口における開示の実施を選択される場合は、「2 窓口において開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、この通知書を送付した情報公開窓口までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の7日前には、当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用（郵便切手等）が必要になります。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円（オンライン申請による場合は200円。以下同じ。）までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(例) 情報公開窓口において開示請求書を提出した場合

150頁ある行政文書を閲覧する場合：

100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150頁ある行政文書の写しの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額 1,500円 → 手数料は1,200円

150頁ある行政文書のうち100頁を閲覧し、20頁について写しの交付を受ける場合（残りの30頁は開示を受けない）

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額200円 = 計300円 → 手数料は無料

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙をはって納付してください。

なお、直接、開示請求先の情報公開窓口において「行政文書の開示の実施方法等申出書」を提出される場合には、現金によることもできます。

3 審査請求等

決定について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国税庁長官に対して、審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

4 開示の実施について

情報公開窓口における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、情報公開窓口に来られる際に、必ず本通知書をご持参ください。

1 開示対象文書の不開示部分の不開示理由

開示対象文書の不開示部分の不開示理由は、以下の(1)ないし(4)のとおりです。

- (1) 特定個人の氏名、住所等（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）の記載があり、これらの情報は、その記述により特定の個人を識別することができるものであることから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）第 5 条《行政文書の開示義務》第 1 号前段に規定する不開示情報に当たる。
- (2) 特定個人の課税価格、税額等の記載があり、これらの情報は、通常他者に知られたい機微に属する情報であるから、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるので、情報公開法第 5 条第 1 号後段に規定する不開示情報に当たる。
- (3) 特定法人の法人名等（他の情報と照合することにより、特定の法人を識別することができることとなるものを含む。）の記載があり、これらの情報は、その記述により特定の法人を識別できるものである。これらの情報を公にすると、特定法人が、事業活動に関して税務署長等と係争状態にあるという事実や特定の係争に関係した事実が明らかとなり、そうなれば、一般的には、係争に至った経緯いかんにかかわらず、当該法人の信用を損なうおそれがあるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあることは否定できないから、これらの情報は、情報公開法第 5 条第 2 号イに規定する不開示情報に当たる。
- (4) 審査請求人及びその関係者に関する情報であって、上記(1)ないし(3)の理由によって不開示とした情報を公にすることにより、国税に関する審査請求における円滑な主張や証拠の提出等を阻害し、国税不服審判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、情報公開法第 5 条第 6 号柱書に規定する不開示情報に当たる。

2 各不開示部分の特定とその不開示理由

不開示部分		不開示理由
ページ	該当箇所	
1	住所欄、氏名欄、原処分庁欄、原処分欄	1 (1)、1 (4)
1	「主文」の1行目の全て、同4行目の全て、同7行目の全て	1 (1)、1 (4)
1	「主文」の2行目の全て、同5行目の全て、同8行目の全て	1 (2)、1 (4)
2～70	ヘッダー部分（審査請求人欄）	1 (1)、1 (4)
2	3～30行目の全て	1 (1)、1 (4)
3	10～28行目の全て	1 (1)、1 (4)
4	3～29行目の全て	1 (1)、1 (4)
5	16～25行目の全て	1 (1)、1 (4)
5	29～30行目の全て	1 (3)、1 (4)
6	1～2行目の全て、7行目の全て	1 (3)、1 (4)
6	4～5行目の全て、9～29行目の全て	1 (1)、1 (4)
7	表下の24行目の全て	1 (1)、1 (4)
10	原処分庁欄の6～21行目の全て	1 (1)、1 (4)
11	原処分庁欄の4～5行目の全て	1 (1)、1 (4)
12	原処分庁欄の16～23行目の全て	1 (1)、1 (4)
18	19～22行目の全て	1 (1)、1 (4)
19	3～4行目の全て	1 (1)、1 (4)
21	15～25行目の全て	1 (1)、1 (4)
22	5～11行目の全て	1 (1)、1 (4)
23	5～11行目の全て	1 (1)、1 (4)
24	12～26行目の全て	1 (1)、1 (4)
26	8行目の全て	1 (1)、1 (4)
27	9行目の全て	1 (1)、1 (4)
34	別表1の全て	1 (1)、1 (4)
35～36	別表2の「項目」欄の全て	1 (1)、1 (4)
35	別表2の「期限内申告」欄の全て、「更正の請求①」欄の全て、「減額更正処分①」欄の全て、「修正申告」欄の全て	1 (2)、1 (4)
36	別表2の「更正の請求②」欄の全て、「減額更正処分②」欄の全て、「審査請求」欄の全て	1 (2)、1 (4)
52	別表7の左列欄の全て	1 (1)、1 (4)
52	別表7の右列欄の全て	1 (2)、1 (4)
53	別図1の全て、別図2の全て	1 (1)、1 (4)

不開示部分		不開示理由
ページ	該当箇所	
54	別図3の全て	1 (1)、1 (4)
57	別図7の全て	1 (1)、1 (4)
58	別紙1の全て	1 (1)、1 (4)

※ 「該当箇所」欄の「全て」とは、その行や欄等の記載のうち、不開示部分の全てを示します。

(例示) 「不開示部分」欄の「ページ」欄に「2」、「該当箇所」欄に「1～2行目の全て」とある場合は、開示対象文書の2ページの1～2行目における不開示部分の全てを示します。

○ 選択できる開示の実施方法

行政文書の 種類・数量等	開示の実施方法	開示実施手数料の 額（算定基準）	開示の実施を受け る場合の基本額	開示実施手数料
A4判文書 70枚 (70ページ)	①閲覧	100枚までごとに100円	100円	無料
	②複写機により白黒で複写したものの交付	1ページにつき10円	700円	500円
	③複写機によりカラーで複写したものの交付	1ページにつき20円	1,400円	(注2) 1,200円
	④スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	CD-R1枚につき100円に、 文書1ページごとに10円 を加えた額	800円	600円

(注1) 納付する開示実施手数料は、基本額（複数の開示の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）から開示請求手数料の額を控除した金額となります（当該基本額が開示請求手数料の額までの場合は無料となります。）。

また、スキャナにより電子化したものの交付を希望される場合には、事前に情報公開窓口へ連絡してください。

(注2) この開示決定通知書の対象となる行政文書は、白黒とカラーの文書が混在しております。それぞれに応じた写しの交付を希望される場合には、実施手数料が異なりますので、本通知書を送付した情報公開窓口まで事前にお問い合わせください。